

令和3年4月28日付け
改正 令和8年10月1日付け

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

神奈川県

1 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事等（以下「防災工事等」という。）の推進に関する基本的な方針

(1) 神奈川県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

県内の農業用ため池は、横浜市に3か所、川崎市に7か所など6市町に計17か所あり、総貯水量は約100,000m³で県内の水田約70haへ農業用水を供給している。

これらの農業用ため池のうち、平塚市の2か所（万田八重窪ため池、中吉沢ため池）については、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」第4条に基づく防災重点農業用ため池に指定しており、劣化状況評価（法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。以下同じ。）を行い、その結果を踏まえ必要に応じて地震・豪雨耐性評価（法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。以下同じ。）及び防災工事（法第2条第3項に規定する防災工事をいう。以下同じ。）を実施する。

イ 所有者及び管理者の状況（別表1の1参照）

県内の農業用ため池の所有者別の状況は、市町が18か所、個人が2か所である。管理者別の状況は、市町が17か所、組合が2か所、個人が1か所となっている。

(2) 神奈川県における防災重点農業用ため池の防災工事等の実施状況等

防災重点農業用ため池における防災工事等の実施状況については、万田八重窪ため池において、平成20年度にため池護岸の改修工事、令和元年度に地震耐性評価、令和6年度に劣化状況評価を実施した。

中吉沢ため池において、平成元年度に関連工事として余水吐の改修工事、平成25年度に地震耐性評価、令和6年度に劣化状況評価を実施した。

なお、万田八重窪ため池は、劣化状況評価を実施した時点で、農業用水としての利用がないことが判明したため、今後、廃止工事により用水機能をなくす方向で検討を進める。

また、これら2か所のため池に対する「ため池ハザードマップ」は、令和3年度に発行され、平塚市の公式ホームページに掲載されている。

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（令和 12 年度末まで）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する予定としている。防災重点農業用ため池に指定した 2 か所（万田八重窪ため池、中吉沢ため池）について、令和 6 年度に劣化状況評価を行った結果、万田八重窪ため池については、劣化対策に係る防災工事の必要はないと判断された。また、中吉沢ため池については、洪水吐に鉄筋の露出があったため、劣化対策に係る防災工事が必要と判断された。

ア 令和 6 年度に劣化状況評価を行った防災重点農業用ため池 : 2 か所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報 : 別表 1 の 2 参照

(2) 経過観察

劣化状況評価により、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、堤体の漏水量や変形状況を計測するなどの経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者 : 別表 2 参照

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、定期的な点検により、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度 : 1 回／1 年

イ 定期点検を行う者 : 市町又は防災重点農業用ため池の管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

防災重点農業用ため池のうち、万田八重窪ため池は、平成 20 年度にため池護岸の改修工事、令和元年度に地震耐性評価を実施済みである。なお、令和 6 年度に実施した劣化状況評価時点で、農業用水としての利用がないことが判明し、今後、廃止工事により用水機能をなくす方向で検討を進めるため、豪雨耐性評価を実施する予定はない。

中吉沢ため池は平成 25 年度に地震耐性評価を実施済みである。令和 6 年度に行った劣化状況評価により、劣化対策に係る防災工事が必要と判断されていることから、防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和 8 年に豪雨耐性評価を実施する。

ア 令和 8 年度に豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池 : 1 か所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報 : 別表 2 参照

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

なし

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

中吉沢ため池について、令和 8 年度に機能保全計画の策定、令和 9 年度にため池整備の詳細設計、令和 10～11 年度にため池整備工事を実施する計画である。

(2) 廃止工事の推進計画

万田八重窪ため池について、令和 10 年度以降に廃止工事を実施する予定である。

廃止工事に当たっては、工事実施に先立ち、実施計画策定時等に廃止する農業用ため池に流入する雨水等が排水先水路において安全に流下できるかを確認する。

(3) 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

防災工事の実施に当たっては、文化財保護や絶滅危惧種などの生育・生息環境等を考慮し、必要な調整等を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価
原則として市町

イ 地震・豪雨耐性評価
原則として市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）
原則として市町

エ 廃止工事
原則として市町

(2) 技術指導等の内容

市町が実施する防災工事等については、横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター（以下「県」という。）、神奈川県土地改良事業団体連合会が所管する範囲において可能な支援や助言を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町、神奈川県土地改良事業団体連合会等の関係者間で担当者会議を開催することで、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

なし

防災工事等の推進に関する基本的な方針 神奈川県

令和8年9月末時点

1 農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(88%)	(0%)	(0%)	(12%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	15			2			17	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(82%)	(0%)	(6%)	(6%)	(6%)	(0%)	(100%)	
箇所数	14		1	1	1		17	
※国:行政財産として所有するものに限る。								
※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの							
イ	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						0	
①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの							
②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)							
③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)							
④	廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)							
⑤	豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの							
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						1	
①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの							
②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの							
③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの							
④	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの						1	中吉沢ため池
⑤	地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたもののうち、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの							
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						0	
①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの							
②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの							
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						0	
①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの							
②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの							
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						1	
①	今後廃止工事を行うもの						1	万田八重窪ため池
②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)							
合計							2	

別表2

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧) 神奈川県

令和8年9月末時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
142030001	万田八重窪	まんだやえくぼ	神奈川県	平塚市	万田字八重久保897	平塚市	平塚市	4.0	40.0	9.0			2			
142030002	中吉沢	なかきちさわ	神奈川県	平塚市	上吉沢字内蓑844	個人	吉沢ため池組合	10.0	30.0	3.8	2	2		1	2.市町村	

注) 記載内容は、令和8年3月末時点の確定値である。

※1 【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、法の有効期間の前期(R3～R7)に着手する又は実施中の場合は「1」、後期(R8～R12)に着手する場合は「2」を記入する。

※2 【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。